明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(e)　ぜい弱な海洋生態系を特定するための手続（特定するための関連する基準を含む。）を作成すること並びに入手可能な最良の科学的情報に基づき、秘密の情報を保護する必要性を十分に考慮して、当該海洋生態系の存在が知られており、又は見込まれる水域又は地形を特定し、これに関連して底魚漁業の場所を特定すること。

(f)　ぜい弱な海洋生態系の指標となる種であって当該種を対象とする漁獲が禁止されるものを追加的に特定し、委員会に通報すること。

(g)　底魚漁業の活動が特定の水域においてぜい弱な海洋生態系又は海産生物の種に著しい悪影響を及ぼすおそれがあるか否かを国際連合食糧農業機関の国際的な指針等の国際的な基準に基づいて決定するために科学に基づく基準を定め、及びそのような影響を回避するための措置について勧告を行うこと。

(h)　評価、決定及び保存管理措置について検討し、並びにこの条約の目的を達成するために必要な勧告を行うこと。

(i)　委員会による採択のため、条約水域における漁業資源、漁獲対象資源と同一の生態系に属する種又は漁獲対象資源に依存し、若しくは関連する種及び漁獲活動に関するデータの収集、検証、報告、保全、交換、利用及び配布についての規則及び基準を作成すること。

(j)　可能な範囲で、保存管理措置の代替案に関する分析であって、それぞれの代替案が委員会により既に採択され、又は検討されている管理のための戦略の目的をどの程度達成することとなるかを予測するものを委員会に提供すること。

(k)　その他の科学的な助言であって科学委員会が適当と認めるもの又は委員会が必要とするものを委員会に提供すること。

5　科学委員会は、4(i)の規定に基づいて委員会が採択する規則及び基準並びに第二十一条の規定に従い、他の関連する科学機関又は科学に関する枠組みと相互に関心を有する事項について情報を交換することができる。

6　科学委員会は、条約水域を対象とする他の科学機関及び科学に関する枠組みの活動を重複して行わない。

第十一条　技術・遵守委員会

1　技術・遵守委員会の任務は、次のとおりとする。

(a)　委員会が採択する保存管理措置の遵守を監視し、及び検討すること並びに必要に応じて委員会に勧告を行うこと。

(b)　委員会が採択する監視、規制、監督及び取締りのための協力的措置の実施状況について検討すること並びに必要に応じて委員会に勧告を行うこと。

2　委員会は、技術・遵守委員会がその最初の会合を開催する時期を決定する。その後は、技術・遵守委員会は、委員会が別段の決定を行わない限り、少なくとも二年に一回、委員会の通常会合に先立って会合する。

3　技術・遵守委員会は、コンセンサス方式によって報告書を採択するためにあらゆる努力を払う。あらゆる努力を払ったにもかかわらずコンセンサスに達することができなかった場合には、報告書には、多数意見及び少数意見を記載しなければならず、また、報告書の全部又は一部についての構成国の代表の異なる意見を記載することができる。

4　技術・遵守委員会は、その任務の遂行に当たり、次のことを行う。

(a)　委員会が採択する条約水域における保存管理措置及び適当な場合には隣接する水域における補完的措置を委員会の構成国が実施する方法について、情報交換のための場を設けること。

(b)　取締り（取締りにおける努力、戦略及び計画を含む。）についての情報交換のための場を設けること。

(c)　この条約の規定及びこの条約に基づいて採択された措置に対する違反を監視し、調査し、及び処罰するために委員会の構成国がとった措置について、当該構成国から報告を受けること。

(d)　保存管理措置の遵守の程度に関する調査結果又は結論について委員会に報告すること。

(e)　監視、規制、監督及び取締りに関する事項について委員会に勧告すること。

(f)　監視、規制及び監督を目的とするデータその他の情報の利用を規律する規則及び手続を作成すること。

(g)　委員会が付託するその他の事項について検討し、又は調査すること。

5　技術・遵守委員会は、委員会が随時採択する手続及び指針に従ってその任務を遂行する。

第十二条　予算

1　委員会の構成国は、委員会及び補助機関の会合への出席に係る自国の経費を負担する。

2　委員会は、各通常会合において、コンセンサス方式により、その後の二年分の各年について年次予算を採択する。事務局長は、年次予算案が審議される委員会の通常会合の六十日前までに、分担金の額の表とともに当該年次予算案を構成国に送付する。委員会がいずれかの年の年次予算の採択についてコンセンサスに達することができない場合には、その年の予算は、前年の委員会の予算と同一のものとする。

3　予算は、委員会がコンセンサス方式によって採択する算定方式により、委員会の構成国の間で分担する。委員会の構成国は、いずれかの会計年度中に構成国となったときは、構成国となった日から当該会計年度の末日までの期間における残余の完全な月数に比例する額の分担金を支払う。

4　事務局長は、委員会の構成国に分担金の額を通報する。分担金は、その通報が行われた日の後四箇月以内に、委員会の事務局が所在する国の通貨で支払う。期限を遵守することができない委員会の構成国は、委員会にその理由を説明する。

5　二年連続して分担金の全額を支払っていない委員会の構成国は、委員会に対する財政的義務を履行するまで、委員会による決定に参加する権利を有しないものとし、委員会が行ういかなる決定にも異議を申し立てることができない。

6　委員会の会計は、委員会の選任する外部の会計検査の専門家が、毎年、検査する。

第十三条　旗国の義務

1　締約国は、自国の旗を掲げる権利を有する漁船について次のことを確保するために必要な措置をとる。

(a)　条約水域において操業する当該漁船がこの条約及びこれに基づいて採択される措置を遵守すること並びに当該措置の実効性を損なう活動に従事しないこと。

(b)　条約水域に隣接する他国の管轄の下にある水域において許可なく漁獲活動を行わないこと。

2　締約国は、自国の旗を掲げる権利を有する漁船のいずれについても、自国の一又は二以上の適当な当局が許可を与えない限り、当該漁船が条約水域において漁獲活動に使用されることを認めない。締約国は、この条約、千九百八十二年条約及び千九百九十五年協定に基づく自国の旗を掲げる権利を有する船舶に関する責任を効果的に果たすことができる場合に限り、当該船舶を条約水域における漁獲活動のために使用することを許可する。

3　締約国は、自国の旗を掲げる権利を有する漁船による漁獲活動であって、この条約の規定、この条約に基づいて採択される措置及び2に規定する許可に違反するものが自国の法的枠組みの下で違反を構成することを確保する。

4　締約国は、自国の旗を掲げる権利を有する漁船であって条約水域における漁獲活動に従事するものに対し、次のことを要求する。

(a)　条約水域にある間、第七条2(e)の規定に従って作成する手続に従い、リアルタイム衛星船位測定送信機を使用すること。

(b)　第七条2(f)の規定に従って作成する手続に従い、条約水域への入域及び条約水域からの出域の意思を委員会に通報すること。

(c)　第七条2(a)の規定に従い転載の規制及び監視のための手続が委員会によって採択されるまでの間、条約水域内で採捕された漁業資源及び当該漁業資源の製品の全ての転載の位置を委員会に通報すること。